

(様式1)

最終更新日：令和8年3月11日

公益財団法人群馬県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<http://www.gunma-sports.or.jp/integrity/>

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	令和5年度、本協会独自の組織運営に関する中期計画（2024～2029）を策定し、本協会のHPで公表している。 この中期計画では、「スポーツの力でぐんまを元気に」を目的に、目標達成のための5つの重点項目を掲げており、現状課題と取り組む事項を設定している。この成果目標は施策の進捗や環境の変化に応じ適宜見直す。 また、今後中期計画の確実な進捗と目的達成のため、委員、職員のみならず外部の意見等を取り入れながら進め、毎年度実施状況の検証について理事会、評議員会にて報告を行っている。 なお、今後も「群馬県スポーツ推進計画（令和8～12年度）」を念頭に、群馬県と連携を図っていく。
〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	本年度、本協会独自の組織運営の強化に関する「人材の育成基本方針」を策定。以下の4項目でそれぞれ具体的な取り組みを設定する。 1. 人事管理 2. 研修 3. 職場環境・組織風土づくり 4. 育成 これらを作成することで、法人のビジョンと個人の成長を具体的なスキームで紐づけられるようになることを目指す。
★〔原則2〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	1 外部理事の目標割合を25%以上とし次期改選をおこなう予定。（2026年3月時点の外部理事割合は26%） 2 女性理事の目標割合を40%以上とし次期改選をおこなう予定。（2026年3月時点の女性理事割合は21%）

原則	自己説明項目	自己説明
★〔原則2〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置く団体においては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	外部評議員の目標割合、女性評議員の目標割合について設定は無いが、今後目標を設定していく。 (2026年3月時点の外部評議員割合は11%) (2026年3月時点の女性評議員割合は10%)
★〔原則2〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	組織の構成について、幅広い意見やアイデアを取り入れるための方策を検討していく。 令和7年度以降も、性別や競技・種目等における様々な課題への取組みとして、アスリートを題材にした研修会等を継続していく。
★〔原則2〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	定款に基づき15名以上30名以内で理事会を構成しており、各委員会に理事を複数名配置していることから、理事会構成は適正な規模であると考える。 また、理事会のもとに6の委員会を設置しており、実効性の確保を図っている。
★〔原則2〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	現在、理事・評議員の定年齢を80歳以下に制限している。 今後、理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、将来の運営の担い手となり得る人材を計画的に育成していくことも視野に、理事、評議員の推薦条件、年齢制限等を検討する。

原則	自己説明項目	自己説明
★〔原則2〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	組織運営のインテグリティの向上に向け、役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けるための規則等の設置について検討する。
★〔原則2〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	現在、評議員については各関係団体に候補者推薦を依頼し、役員候補者については事務局で推薦をしている。 今後、役員等の構成理由等を明確化していく為には役員候補者選考委員会等の独立した諮問委員会を設置し、有識者を配置していくことが望まれるため、検討する。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	評議員、役員、委員会委員及び職員、並びに本協会諸制度に基づく登録者等の規律について、本協会倫理規程により「基本的責務」「遵守事項」として法令遵守や社会規範上の不適切な行為を行わない旨を記載し、同規程により違反した場合の対処等について定めている。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、各種規程を整備している。 (定款、評議員会運営規程、理事会運営規程、委員会規程、加盟団体規程、組織規程、会計規程)
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	各規程等を整備している。 (事務処理規程、文書取扱規程、会計規程、個人情報保護規程及び個人情報保護細則等)

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程、役職員等旅費規程及び事務局職員の就業規程並びに職員給与規程、職員退職手当支給規程等を整備している。 (役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程、役職員等旅費規程、職員就業規程、職員給与規程、職員退職手当支給規程、年度雇用職員設置及び運営に関する細則、年度雇用職員の給与等に関する細則、年度雇用職員の勤務時間及び休暇等に関する細則)
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款において財産・会計について定めている他、各種規程を整備している。(定款、会計規程、財産管理運用規程等)
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	1 加盟団体規程により加盟団体分担金の納入について定めている。 2 スポーツ少年団登録規程において、登録料の納入について定めている。 3 賛助会員規程において、会費の納入について定めている。 (加盟団体規程、スポーツ少年団登録規程、賛助会員規程) 4 今後寄付等の規程についても整備をすすめていきたい。
●〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	1 代表選手の選考に関しては、本協会としての選手選考規程は作成していないものの、倫理に関するガイドラインにおいて、公平かつ透明性ある選考を行うことを定めている。 2 国民スポーツ大会の代表選手の選考は、各競技団体において選考された選手について、国民スポーツ大会推進委員会により国民スポーツ大会開催基準要項細則及び当該大会の参加資格に照合の上、選考している。また、理事会に報告している。 3 選手の権利保護については、倫理に関するガイドラインにより、指導的立場にある者と競技者との関係のあり方や各種大会の代表選手選考などに関し、加盟団体に適切な対応を求めているが、今後、各競技団体の取組状況を確認しながら、本協会としての役割を検討する。また、処分規程等の周知も図っていきたい。

原則	自己説明項目	自己説明
★〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	1 倫理・コンプライアンス委員会を設置しており、年に1回開催している。 2 ガバナンス・コンプライアンス体制を構築するうえで、委員会規程により各委員会の役割や権限事項を定めているが、中長期計画の策定により、コンプライアンス委員会がその機能を発揮できるよう、役割や権限事項について、より明確に定める必要があるものについては検討し、組織的に対応できる体制、またマニュアル等の整備をおこなう。 3 「暴力相談等窓口」に報告のあった事案を明確化し、「日時・内容・競技名・通報者・該当者・対応・処分等」などを記録し、倫理・コンプライアンス委員会、理事会にてその対応の報告をおこなう（マニュアル等を作成する）。
〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	1 役員・評議員を対象にしたガバナンス、コンプライアンス研修を年1回評議員会と併せ実施しており、令和7年度も実施する予定である。コンプライアンス強化を含む体制強化について、今後も継続して実施していく。 2 本協会加盟団体の役員並びに事務局等に向けたガバナンス、コンプライアンス研修等についても、年間を通して実施し理解を深めていきたい。 3 令和6年度策定の「人材育成基本方針」に基づき、令和7年度から計画的に本協会職員のコンプライアンス教育を含む各種研修を実施している。
〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	1 各種会議、委員会等で、団体向け各種コンプライアンス研修（会計、スポハラ、アンチ・ドーピング、ガバナンス等）を実施した。 2 県ドクター協議会協力のもと、国民スポーツ大会の監督・選手・指導者・保護者向けにアンチ・ドーピング研修会をオンライン配信により3回実施した。 3 今後、選手、指導者及び保護者に向けたコンプライアンス教育の機会を更に検討する。
〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	税理士事務所と顧問契約を締結しており、定期的な監査や専門的な助言を得て、公正な会計原則を遵守するための体制を整えている。 また、今後群馬県弁護士会スポーツ法普及プロジェクトチームとの情報交換を行い専門家のサポート支援を継続していく。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	経理の処理に関する会計規程を整備し、公正な会計原則を遵守している。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	1 助成団体の定める要項などに則って適切に処理し、助成団体による監査を受けている。 2 倫理規程により補助金、助成金等の会計処理に関し不正行為を禁じている。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他）を事務所に常備しており、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 また、事業報告・決算報告書、定款、役員名簿等をホームページで開示している。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	1 本協会の国民スポーツ大会選手選考基準についてはホームページにて開示しているが、各競技団体からの選手選考に関する詳しい情報は開示していない。 2 令和6年度より、各競技団体の国民スポーツ大会選手選考基準及び選手選考理由（予選会等）について、各団体からの推薦時に予選会等の結果の提出を求め、その選考基準や内容など詳細な情報を開示している。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	スポーツ・インテグリティ確保に向けた取組として、ガバナンスコード遵守状況に関する情報等を年1回本協会HPで公表している。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNF団体との間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	本協会理事会運営規程において、役員の取引の制限について規定しているが、今後契約等については、慎重に検証をおこなっていく。
★〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) 団体における懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	1 本協会が開催するスポーツ推進事業及び組織運営に関して行った事項に対する不服申し立てについては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決する旨の自動応諾条項の採択を平成26年1月に決議し、日本スポーツ仲裁機構のHPにおいても自動応諾条項の採択団体として掲載されている。 2 選手、指導者へ本協会「倫理規程」及び日本スポーツ協会「登録者処分規程」等の周知を図るとともに、加盟団体の健全な運営のためにも日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項の採択の検討を引き続き呼びかけたい。
●〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	定款に加盟団体として不適当と認められる場合の退会に関する権限を明記している。 加盟団体規程には、権限関係の明確化、組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援等についての一般的な規定はないが、事業にかかる補助金の交付にあたっては、事業実施要綱等で適正執行について定めており、指導・助言等を行っている。 また、各加盟団体の役員、行事、収支等について掌握するとともに、ヒアリングを実施し情報交換ができる機会を設けている。
●〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	1 加盟団体からの日常的な質疑・照会等への対応、支援を行っている。 2 加盟団体事務局、評議員、役員を対象とした、ガバナンス、コンプライアンスに関する研修会、並びに選手、指導者、保護者へのコンプライアンス研修等を引き続き実施するとともに、各関係協議会等との連携によりガバナンス、コンプライアンスの周知を図りたい。 3 加盟団体の会計担当者等へ補助金等の扱いに関する事務処理指導等についてはおこなっている。今後県の直轄事業における会計担当者への説明会等についても参考にしながら、県と連携を図りながら加盟団体への助言、指導をおこなっていききたい。

●都道府県スポーツ協会必須原則 ★NF原則